

令和4年度 松江市産業支援制度一覧

※詳細につきましては、記載している松江市の各担当課までお問い合わせください。

産業支援関係事業補助金 [まつえ産業支援センター 産業支援係/TEL 60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助対象経費及び補助率等	補助対象者の範囲ほか
人材育成・確保支援事業補助金	市内の意欲ある中小企業者が人材育成計画に基づいて行う研修及び教育訓練の実施又は派遣、若しくは慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって本市産業の振興に資することを目的とする。	(1)人材育成事業 人材育成計画に基づき自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣を行う事業 (2)人材確保事業 慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する取組みを行う事業	【補助対象経費】 (1)人材育成経費 専門家経費（謝金、旅費）、委託料、使用料、需用費、負担金、その他経費 (2)人材確保事業 広報費、人材確保のPR媒体作成経費 【補助率】 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨) ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する中小企業者 (2)補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者
設備導入支援事業補助金	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要な工作機械等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の技術力の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。	工作機械等を導入する事業（先端設備等導入計画などの生産性向上が見込める計画の認定を受けたもの）。なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとするが、リース・レンタルによる導入は含まないものとする。	【補助対象経費】 80万円以上の工作機械等の取得に要する経費 【補助率】 工作機械等の取得に要する経費の10分の1以内の額(1,000円未満切捨)とし、200万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。 (2)補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者
販路開拓支援事業補助金	市内の意欲ある中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するために県外（海外含む）で開催される展示会等に出展する場合に必要な費用の一部を補助し支援することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。	中小企業者が自社製品や自社技術の販路拡大につなげるため、県外で開催される展示会に出展する事業	【補助対象経費】 ①小間料、②ブース装飾費、③PR媒体作成経費（印刷物は上限30万円）、④輸送費、⑤交通費2名分、⑥展示当日の7割以上代、⑦出展時・出展後の商談等のサポート経費、⑧出展後の営業活動にかかる1名分の交通費 【補助率】 補助対象経費の1/2(1,000円未満切捨)以内とし、100万円を上限とする。	(1)市内に事業所を有する中小企業者 (2)補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者
新製品開発・新分野チャレンジ支援事業補助金	市内の意欲ある中小企業者又は企業グループが実施する新製品開発の取組又は地域のモデルとなるITシステム開発、若しくは新分野展開、または事業転換にチャレンジする取組に対し、必要な経費の一部を補助することにより、市内中小企業者の競争力の強化と新ビジネスの創出を図ることを目的とする。	(1)開発スタートアップ支援事業 ア 地域や行政の課題解決につながる新製品開発に要する企画・設計から試作開発まで イ 自社(グループ)の競争力強化につながる新製品開発に要する企画・設計から試作開発まで ウ 自社(グループ)のITシステムの企画・設計から試作開発まで (2)実用化製品化支援事業 試作開発が終わり、製品・そのものの付加価値を高めるため、実用化製品化に向けた取組 (3)新分野チャレンジ支援事業 新分野展開、事業転換にチャレンジすることで競争力の強化を図る取組	【補助対象経費】 補助対象経費については「新製品・新技術開発支援事業補助金交付要綱」のとおり 【補助率】 (1)開発スタートアップ支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし、30万円を下限、100万円を上限とする。 (2)実用化製品化支援事業 ア 開発スタートアップ支援事業のAに係る試作開発補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)。ただし300万円を上限とする。 イ 開発スタートアップ支援事業のIに係る実用化製品化補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし300万円を上限とする。 (3)新分野チャレンジ支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし200万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者 (2)構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの
プロジェクト連携支援事業補助金	企業グループでの自主的なプロジェクト連携に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者等の連携の促進を図り、もって市内の中小企業者の競争力の強化に寄与することを目的とする。	個社では解決困難な新製品・新技術開発、人材育成、販路開拓、共同受発注等の課題に対応するために取り組む研究、研修、勉強会等のプロジェクト連携事業	【補助対象経費】 (1)共同受発注 謝金、旅費、委託費、会場費、備品使用料 印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費 (2)新製品 謝金、委託費、会場費、備品使用料、研究費、原材料・副資材費 (3)人材育成 謝金、旅費、委託費、会場費、備品使用料、資料購入費 (4)販路開拓 謝金、旅費、委託費、会場費、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費、研究費、広告宣伝費、消耗品費、役務費 【補助率】 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)ただし、50万円を上限とする。 同一グループへの補助は、3年度を限度とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回	構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの

産業支援関係事業補助金 [まつえ産業支援センター 産業支援係/TEL 60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
小規模企業者支援事業補助金	市内小規模企業者が、工作機械等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図ることを目的とする。	新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得及び更新並びに補修を行う事業	【補助対象経費】 10万円以上の工作機械等の取得及び更新並びに補修に要する経費 【補助率】 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)とし、30万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む小規模企業者 (2) 補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者
現場改善活動支援事業補助金	中小企業者が実施する現場改善活動の推進に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の受注拡大等を支援し、域外からの外貨獲得及び地域産業の競争力強化を図ることを目的とする。	現場改善活動に係る次に掲げる事業。 (1) 改善実践事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 現場改善活動の効果的な実施及びその定着化のための基礎的な実践の取組 イ 現場改善による付加価値額向上事業 機械装置等既存設備の改造又は製造工程の見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取組 (2) 教育訓練事業 ア 研修派遣事業 社外で開催される研修等教育訓練への参加による、現場改善活動の実施に必要な知識の習得や社内リーダー養成等の取組 イ 指導専門家招へい事業 外部専門家の指導により、現場改善活動の効果的かつ継続的な実施を図る取組 (3) 感染症対策事業 従業員の感染症予防を目的として実施する現場の改善を図る取組	【補助対象経費】 事前の改善計画の社内検討及び適切な専門家の所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が認められるもの 「現場改善活動推進支援事業補助金交付要綱」の別表のとおり 【補助率】 (1) 改善実践事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社当たり10万円を上限とする。 イ 現場改善による付加価値額向上事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社当たり30万円を上限とする。 (2) 教育訓練事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、市内企業1社当たり30万円を上限とする。 ※4 社以上で構成するグループは1グループ当たり100万円を上限とする。 (3) 感染症対策事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社当たり30万円を上限とする。	(1) 改善実践事業 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者 (2) 教育訓練事業 次のいずれかに該当するものとする。 ア 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者 イ 企業グループを構成する企業のうち、市内の事業所を事業の主たる対象とする企業が、市税を滞納していない企業グループ (3) 感染症対策事業 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者 ※1 企業グループとは…市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者が幹事となり、複数の企業で構成されるグループで、構成企業の2分の1以上が市内製造業企業であるもの
IT等導入支援事業補助金	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要なIT等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の生産性の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。	(1) 生産管理支援事業 生産工程における製品や情報など総合的に管理するために必要なIT等を導入する事業。 (2) 製品等開発促進支援事業 製品等の開発を促進するために必要なIT等を導入する事業。 (3) AI・IoT等利用促進支援事業 AI・IoT等の導入に伴い製造現場での進捗見える化等、デジタル化を促進するために必要なIT等を導入する事業。 なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとする。	【補助対象経費】 IT等の取得に要する経費 【補助率】 (1) 生産管理支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回。 (2) 製品等開発促進支援事業 補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回。 (3) AI・IoT等利用促進事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 (2) 市税を滞納していない者

産業支援関係事業補助金 [まつえ産業支援センター 産業支援係/TEL 60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
設備導入(新型コロナウイルス対策)支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業者が新市場開拓及び生産の効率化を図るために必要な工作機械等に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の競争力強化を図ることを目的とする。	新市場開拓及び生産の効率化を図るために必要な工作機械等の導入を行う事業。 ※令和5年2月28日までに全ての事業(経費の精算、事務手続き等)が完了する必要があります。	【補助対象経費】 工作機械等の取得に要する経費。 【補助率】 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)とし、上限は300万円、下限は100万円とする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、1回。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。 (2) 市税を滞納していない者

<p>現場改善(新型コロナ対策) 支援補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業者が実施する製造現場における現場改善活動に要する経費の一部を補助することにより、生産体制の維持又は向上を支援し、事業継続及び持続的な発展を図ることを目的とする。</p>	<p>市内で製造業を営む中小企業者が取り組む現場改善活動で、製造現場における現場改善活動として必要な事業(当該補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。)</p> <p>※令和5年2月28日までに全ての事業(経費の精算、事務手続き等)が完了する必要があります。</p>	<p>【補助対象経費】 補助対象経費は次に掲げるものとし、消費税等については対象外。 ①委託料・工事請負費：市内製造現場における従業員の新型コロナウイルス感染症対策として必要な環境整備現場改善経費</p> <p>※実績報告に際しては、市職員による現地調査を実施し、改善内容の確認を行いますので受入についてご協力をお願いします。</p> <p>【補助率】 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)とし、60万円を上限とする。</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 (2) 市税を滞納していない者</p>
<p>人材育成・確保(新型コロナ対策) 支援事業補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内の意欲ある中小企業者が人材育成計画に基づいて行う研修及び教育訓練の実施又は派遣、若しくは慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図る。</p>	<p>(1) 人材育成事業 人材育成計画に基づき自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣を行う事業 (2) 人材確保事業 慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する取組を行う事業 ※令和5年2月28日までに全ての事業(経費の精算、事務手続き等)が完了する必要があります。</p>	<p>【補助対象経費】 補助対象経費は、人材育成・確保に要する経費のうち次に掲げるものとし、消費税等については対象外。 なお、他団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を対象。 (1) 人材育成事業 ・謝金 ・旅費(研修講師招へい旅費(宿泊費含む。)) ・委託料(研修業務委託費) ・会場借上料 ・教材費 ・受講料 (2) 人材確保事業 ・広報費 ・人材確保のPR媒体作成費</p> <p>【補助率】 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)とし、100万円を上限とする。</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 (2) 市税を滞納していない者</p>
<p>プロジェクト連携(新型コロナ対策) 支援事業補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下で取り組むプロジェクト連携に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者等の連携の促進を図り、もって市内の中小企業者の競争力の強化に寄与することを目的とする。</p>	<p>受発注、新製品開発、販路開拓等に係るプロジェクト連携 ※令和5年2月28日までに全ての事業(経費の精算、事務手続き等)が完了する必要があります。</p>	<p>【補助対象経費】 企業グループのプロジェクト連携に係る次に掲げるもので、消費税及び地方消費税は除いたもの。ただし、企業グループ間の取引は対象外。 ① 出展小間料及び会場使用料 ② 展示ブース装飾費 ③ 研究開発費 ④ 委託費 ⑤ 原材料費 ⑥ 外注費 ⑦ 技術導入費 ⑧ 専門家経費 ⑨ ホームページ制作/改良費 ⑩ PR媒体作成費 ⑪ 輸送費 ⑫ 旅費 ⑬ その他経費</p> <p>【補助率】 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)とし、100万円を上限とする。</p>	<p>補助事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす企業グループとする。 (1) 構成団体のうち、2分の1以上が市内の中小企業者等であること。 (2) 構成団体のうち、市内に事業所を有する中小企業者が、補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していないこと。</p>
<p>IT等導入(新型コロナ対策) 支援事業補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業者が新市場の開拓及び生産の効率化を図るために必要なIT等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の競争力強化を図ることを目的とする。</p>	<p>(1) 生産管理事業 生産工程における製品や情報、原価等を総合的に管理するために必要なIT等を導入する事業。 (2) 製品等開発促進事業 製品等の開発を促進するために必要なIT等を導入する事業。 (3) AI・IoT等利用促進事業 AI・IoT等の導入に伴い製造現場での進捗見える化等、デジタル化を促進するために必要なIT等を導入する事業。 ※当該補助金と同様の趣旨の他の</p>	<p>【補助対象経費】 市内事業所に導入するIT等の取得に要する経費。ただし、消費税及び地方消費税を除く。 【補助率】 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)とし、上限は100万円とする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、1回。</p>	<p>補助事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 (2) 補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者</p>

		補助金等の交付を受けている事業は除く。なお、市長が特に認めるときはこの限りではない。		
新製品開発・新分野チャレンジ(新型コロナ対策)支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響下において、市内中小企業者が実施する新製品開発の取組又は地域のモデルとなるITシステム開発、若しくは新分野展開、又は事業転換にチャレンジする取組に対し、必要な経費の一部を補助することにより、市内中小企業者の競争力の強化と新ビジネスの創出を図ることを目的とする。	(1)開発スタートアップ支援事業 ア 地域や行政の課題解決につながる新製品開発に要する企画、設計から試作開発までとする。 イ 自社(グループ)の競争力強化につながる新製品開発に要する企画、設計から試作開発までとする。 ウ 自社(グループ)のITシステムの企画、設計から試作開発までとする。ただし、次の全てに該当するものに限る。 (ア) ITシステムの開発委託先が松江市内に本社となる事業所を有するIT企業であること。 (イ) 自社(グループ)の営業活動強化、生産活動効率化又は新製品の開発を目的としたシステム開発であり、地域におけるIT活用の先駆的モデルとなる取組であること。 (2)実用化製品化支援事業 試作開発が終わり、製品・技術そのものの付加価値を高めるための実用化製品化に向けた取組 (3)新分野チャレンジ支援事業 新分野展開、事業転換にチャレンジすることで競争力の強化を図る取組み	【補助対象経費】 (1)開発スタートアップ支援事業ア、イ及び(2)実用化製品化支援事業 原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、外注費、産業財産権導入費、技術指導受入れ費、性能検査費、直接人件費、その他経費 (2)開発スタートアップ支援事業ウ 委託費 (3)新分野チャレンジ事業 工作機械等導入費、その他導入費、研究開発費、原材料費、外注費、技術導入費、専門家経費、その他経費	補助事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 (2)補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者
販路開拓(新型コロナ対策)支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響下において、市内の中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するために、Web商談を実施する場合に必要な費用の一部を補助し支援することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。	Web商談に必要な機材の整備や、HPの改修、動画作成等、受注機会の増大を図る取組	Web商談に要する次に掲げる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業は除く。なお、市長が特に認めるときはこの限りではない。 ・機材費 ・役務費 ・ホームページ制作・改良費 ・動画作成費	補助事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 (2)補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者

信用保証料補給 [商工企画課 企画振興係 / TEL 55-5208]

対象となる融資	資金の用途	補助対象経費の範囲		補給率	補給上限額	
		補給対象	保証料料率の範囲			
島根県中小企業制度融資	創業者支援資金	設備資金 運転資金	信用保証料の一括払い分または分割払いの初回分	責任共有制度対象外のもの 1. 1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0.95%以下の部分	1/3	資金の用途が設備の場合は30万円 設備及び運転の場合は30万円 運転の場合は10万円 借換の場合は10万円
	小規模企業育成資金・小規模企業特別資金				資金の用途が設備の場合は1/3	
	経営力強化支援資金				設備及び運転の場合は1/3	
	経営改善サポート資金				運転の場合は1/6	
	一般資金	借換の場合は1/6				

商業関係補助金 [商工企画課 企画振興係 / TEL 55-5208]

補助金名	対象事業	補助率等	助成対象者の範囲ほか
松江市チャレンジショップ事業費補助金	3期松江市中心市街地活性化基本計画で設定された区域又は商工会管内の一部地域の空店舗に出店する事業者に対し、家賃等の一部を助成する事業	家賃:1/2 (1か月あたりの上限6万円、12ヶ月) 広告宣伝費:1/2 (上限20万円) 改修費:1/2(上限150万円) ただし、補助総額上限150万円	法人にあっては市内に本店の登記をしていること、個人にあっては市内に主たる事業所を有する者。
松江市地域商業機能維持・向上支援事業補助金	〔買い物不便対策事業〕 買い物困難地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する集落地店舗を整備し生活物資を販売する事業	対象経費の1/2 (上限100万円)	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会
	〔移動販売支援事業〕 買い物困難地域を含む地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する生活物資の移動販売又は宅配を実施する事業		

※事業を計画しておられる方は、商工会議所、各商工会へご相談ください。

お問い合わせ先 松江商工会議所 産業振興課 0852-32-0505
まつえ北商工会 0852-82-2266
まつえ南商工会 0852-66-0861
東出雲町商工会 0852-52-2344

まつえ農水商工連携事業推進協議会助成金 [商工企画課特産振興係 / TEL 55-5978]

助成金名	交付対象となる事務又は事業の内容	補助対象経費	補助率	助成対象者の範囲
新商品開発・改良支援事業助成金	松江市農水商工連携事業の目的に沿った新商品開発又は既存商品改良であり、協議会が承認したもの	(1)原材料購入費 (2)試作にかかる委託費 (3)パッケージ等のデザイン経費 (4)成分分析等の検査に係る経費 (5)専門家招聘に係る謝金 (6)試験販売に係る経費 (7)その他協議会が必要と認めるもの	(1)新商品開発事業 補助率10分の10以内とし、1年度1事業者あたり上限額100千円 (2)商品改良事業 補助率3分の2(1,000円未満切り捨て)以内とし、1年度1事業者あたり上限額100千円	市内に事業所を有する農林水産業及び販売・サービス業の事業者と市内外の加工・製造業者
販路拡大支援事業助成金	松江市農水商工連携事業の目的に沿った商品の販路拡大のために展示会への出展に係る経費の支援で、協議会が承認したもの	(1)小間料・出展料 (2)輸送経費 (3)自社の展示ブースの装飾作成に係る経費 (4)PR媒体作成に係る経費 (5)パッケージ等のデザイン経費 (6)その他協議会が必要と認めるもの	補助率10分の10以内とし、1年度1事業者あたり上限額100千円	市内に事業所を有する事業者で、協議会が支援を行った商品を出展するもの

企業立地関係事業補助金 [定住企業立地推進課 企業立地係 / TEL 55-5216]

補助金名	事業概要	区分	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
松江市企業立地奨励条例に基づく助成奨励金	企業が事業所を新設、増設、移設するにあたり、市長が認定した企業に対し助成する。 【認定要件】 ①対象地域 松江市全域 ②対象業種 製造業(加工、又は修理を行う事業を含む)・ソフト産業等(ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、情報提供サービス業、広告代理業、機械設計業、経営コンサルタント業、ディスプレイ業、非破壊検査業、エンジニアリング業、自然科学研究所)・その他市長が適当と認める業種 ③産業の振興及び雇用の促進に資するもの ④常時使用する従業員が増加すると見込まれるもの ⑤業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えたもの	用地取得助成金	・用地取得費の30%以内(ソフトビジネスパーク島根は15%以内) ・限度額3億円	【用地取得助成金交付要件】 1.立地計画の認定を受けた企業であること 2.工業団地等(朝日ヒルズ工業団地、揖屋干拓工業団地、ソフトビジネスパーク島根、その他市長が特に認める土地(松江市又は松江市土地開発公社が取得し、又は造成したものに限り)に立地 3.①製造業 投下固定資産総額が1億円以上で新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)が10人以上増加 ②ソフト産業等 投下固定資産総額が5,000万円以上で新規雇用従業員(同上)が5人以上増加 4.用地取得後3年以内に操業開始すること
		立地奨励金	・操業開始後、立地に係る投下固定資産に対して、最初に賦課された年度から3年間の固定資産税相当額	【立地奨励金交付要件】 立地計画の認定を受けた企業であること
		雇用促進奨励金	・新規雇用従業員数×30万円	【雇用促進奨励金交付要件】 1.立地計画の認定を受けた企業であること 2.操業日後4年を経過した日における新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)の数が5人以上であること

<p>松江市情報サービス産業等立地促進補助金</p>	<p>市外から新規に松江市に立地された企業(情報サービス産業等)に対し、賃貸オフィスの賃料の一部を補助する。</p> <p>【情報サービス産業等】 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、シェアードサービス業、情報サービス産業に携わる人材を育成する機関</p>	<p>企業(情報サービス産業等)のオフィス賃料</p>	<p>月額賃料(共益費、敷金・礼金などこれらに類する経費は除く)の1/2の額(限度額20万円/月)を最大8年間分</p>	<p>① 市外から新規に立地した企業 ② 市内在住による常時従業者を3人以上、継続して雇用する企業(人材育成機関は人数要件なし) ③ 市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借契約を締結していること ④ 操業を開始しているとともに賃貸契約日から1年以内であること</p>
----------------------------	--	-----------------------------	--	---

企業立地関係事業補助金 [定住企業立地推進課 企業立地係/TEL 55-5216]

補助金名	事業概要	区分	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
<p>松江市ものづくり産業投資促進助成金</p>	<p>東出雲町が、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)の対象区域外であることに鑑み、東出雲町内において事業所の新增設や設備投資を行う企業に対して、その経費の一部を助成する。</p>	<p>投下固定資産総額に対する助成</p>	<p>投下固定資産総額の10%に相当する額(上限1千万円)</p> <p>※投下固定資産 ア 操業日前3年以内に取得した土地 イ 操業日前1年以内に取得した減価償却資産(通常1単位として取引されるその単位ごとに100万円以上のものに限る。)</p>	<p>企業(中小企業)が次に掲げる要件を全て満たす場合、投下固定資産総額を助成対象とする。</p> <p>1 投下固定資産が、東出雲町内に所在するものであること。 2 投下固定資産が、製造業に属する事業の用に供されるものであること。 3 常用従業員数が、投下固定資産の操業日から起算して1年以内に、当該操業日の前日から起算して2月前の日(以下「基準日」という。)と比較して3人以上増加するものであること。ただし、市内に所在する同一企業の他の事業所から異動した者のうち基準日において当該他の事業所に在籍していた者は増加する人数に含まない。</p> <p>※常用従業員 投下固定資産の所在する事業所において雇用される従業員で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。 ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者に該当すること イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の労働契約を締結していること</p>
<p>松江市企業立地支援補助金</p>	<p>市内に事業所を新設又は増設する企業の電気料金の一部を補助する。</p>	<p>市内に新設又は増設し、3人以上の雇用(雇用保険加入者)を創出した事業所に係る支払電気料金</p>	<p>補助対象事業費の4/10の額(千円未満切捨)から原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金(電力給付金)を控除した額</p>	<p>市内(鹿島町及び東出雲町を除く。)に事業所を新設又は増設した企業で、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付決定を令和5年3月31日までに受けた企業</p>